



環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
115	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	高濃度PCB廃棄物の処分手続の簡素化又は対応事例等の提示	高濃度PCB(ポリ塩化ビフェニル(PCB))廃棄物について、処理が迅速に進むよう、特別措置法施行規則第26条第1項で定めるPCB廃棄物の譲渡等が認められる例外に、地方公共団体がPCB所有者の場合は、確実かつ適正な処理を前提とした上で、除去工事業者を当該除去工事に伴い生ずる廃棄物の処理に係る事業者とできる規定の追加、または、契約などの事務手続きの簡素化に資する対応事例等の提示を求める。	高濃度PCB廃棄物の処分期限(西日本:令和2年度末)が迫る中、本年9月末を期限として、国により橋梁等の道路構造物その他の建設工事に関連する構造物に使用された当該廃棄物の調査がなされている。国による当該調査の結果、橋梁等の公共施設の資料に当該廃棄物を使用されていることが判明し、かつ、全面で多量に発見された場合は、処分期限も迫る中、確実かつ適正な処理を前提に、各地方公共団体では迅速な対応が求められることになる。現行、特別措置法施行規則第26条第1項で定める当該廃棄物の譲渡等が認められる例外に、除去工事業者を当該除去工事に伴い生ずる廃棄物の処理に係る事業者とできる規定はなく、廃掃法第21条の3は適用されないため、PCB含有塗膜の除去工事により分離した当該廃棄物の処理を、地方公共団体から当該工事業者に、廃棄物の処理ができる業者であっても直接委託することはできない。そのため、①除去工事業者、②特別管理産業廃棄物収集運搬業者、③唯一の処理施設であるJESCOの3者と各々契約を行う必要があり、事務手続きは煩雑となり、余計なコストも発生する。以上を踏まえ、平成31年2月26日付け環境省通知において、「PCB廃棄物の除去事業者に対して一定期間内の適正処理を行う義務を課していることを踏まえ、PCB含有塗膜の除去工事において、その元請業者に当該義務を課せない旨の記載があるもの、業者選定に当たって保管場所や実績などを審査、及び契約における確実かつ適正な保管・処理を約定することを前提に、除去工事業者にPCB廃棄物を譲渡できるようにしていただきたい。または、契約などの事務手続きの簡素化に資する対応事例等を提示いただきたい。	PCB含有塗膜の除去工事業者に、除去から高濃度PCB廃棄物の処分まで一括して発注できるようになれば、地方公共団体の事務が効率化し、コストを削減することができる。また、処分期限が迫る中、対応事例等の提示により処理経験の無い地方公共団体においても迅速に対応が進むことや、事務負担軽減にも繋がる。	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(特別措置法)第17条及び同法施行規則第26条第1項 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)第21条の3第1項 ・塗膜の除去工事に伴い排出されるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理責任について(平成31年2月26日付け環境省環境再生・支援循環局廃棄物規制課長通知)	環境省	京都府、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	岩手県、山形県、茨城県、三鷹市、豊橋市、小牧市、宮崎県	〇PCB含有塗膜の除去工事業者に、除去から高濃度PCB廃棄物の処分まで一括して発注できるようになれば、地方公共団体の事務が効率化し、コストを削減することができる。また、処分期限が迫る中、対応事例等の提示により処理経験の無い地方公共団体においても迅速に対応が進むことや、事務負担軽減にも繋がる。 〇本年度、40ヶ所の含有検査を行うが、その後も全て違う事業者と契約することになり非常に煩雑であるので手続きの簡素化は必要だと考える。 〇慶石線等の取扱いについては、除去工事に当たる元請業者が排出事業者に位置づけられており、同じく特別管理産業廃棄物であるPCBについて、同様の取扱いとすることが望ましい。	塗膜の除去工事に伴い排出されるPCB廃棄物については、「塗膜の除去工事に伴い排出されるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理責任について(平成31年2月26日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知)」により、その施設を保有及び管理する者が自らの責任において確実かつ適正に処理するものとし、建設工事の元請業者を当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理にかかる事業者とする廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第21条の3の規定は適用されない旨明確化したところです。これは、保管事業者自らが処分期間内にPCB廃棄物を適正に処理することを定めたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)の趣旨を貫徹させることに加え、処分期間後に廃棄されなかった高濃度PCB使用製品を高濃度PCB廃棄物とみなす旨の規定(同法第18条第3項)が適用された場合にその処理責任者に疑義(※)を生じさせないようにするためにも必要不可欠であり、これに係る例外的な解釈を認めることは適当ではありません。また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則(平成13年環境省令第23号)第26条第1項の規定は、PCB廃棄物の適正な処理能力を有する事業者又は特別管理産業廃棄物処理業者に限りPCB廃棄物の譲渡及び譲渡を受けるものであり、特別管理産業廃棄物処理業者の許可を有しない除去工事業者(建設工事の元請業者)へ譲渡することを認めることは、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがあることから適当ではなく、さらに、上記通知に基づき指導を行うべき地方公共団体が保管事業者である場合に限りこれを認める合理的理由はありません。契約などの事務手続きについては、各地方公共団体の判断に基づき、現行法令の範囲内で簡素化するものと考えます。
168	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	外来生物法に基づく飼養等の許可制度の規制緩和	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」第5条に規定されている飼養等の許可に關し行われる条件について、地方公共団体の公益性を鑑み、報告内容を簡易化するなど、基準の緩和を図ること。	本県では、特定外来生物による農業被害が発生しており、特にクビアカツヤカミキリの被害が増大している。クビアカツヤカミキリの効果的な防除方法の確立のためには、試験に供するために大量の飼養が必要となるが、現状では「餌ずつ」の増減管理が求められている。本県が直面しているように年間千頭以上の大量飼養が必要な状況下で、かつ、逸出防止措置をとっている公共の研究施設内における飼養については、少数個体の飼養や個人宅での飼養を前提としている管理方法と同様の、1頭単位、自単位での増減管理を求めることは、必要以上の時間と労力を要し、本来行うべき試験研究に関する業務の足かせとなっている。また、クビアカツヤカミキリの幼虫は樹木内部に穿孔して生活するため、外部から観察しただけでは内部の個体の増減(生死)把握が難しい。地方公共団体による特定外来生物の研究成は、地域農家等に還元されるものであり、民間企業が行う営利目的のものではないことから、機動的な対応が可能となることを求める。	対象生物の特徴を踏まえた管理方法を設定すること、公共試験研究機関における適正な管理下での飼養については、報告内容を簡易なものとする(1日単位の増減管理ではなく月単位の試験終了時の増減記録にすること、樹木穿孔性の昆虫の場合、採取サンプル(樹木)毎の管理とすること等)ことなどにより、管理に係る労力が削減され、効果的な防除や農業試験等に注力することができる。それにより、研究効率が上がり成果も得やすいこと、他の生物の研究にも注力することができる。また、生態的特徴を踏まえた上で管理方法を設定することで、その生物の本来の生態に即した環境での農業の薬効試験等を効率的に行えるようになるため、更に効果的な駆除方法の確立が可能となる。	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」第5条 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則」第7条 「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」二十二	農林水産省、環境省	栃木県、茨城県、群馬県	愛媛県	【農林水産省】クビアカツヤカミキリは、特定外来法上、環境省の単管種であり、農林水産省から回答すべき事項は無い。 【環境省】外来生物法において、特定外来生物の飼養等の許可や届け出に係る単位については通常「個体数」を用いることとしておりますが、生物の分類群によっては個体数の把握が困難な場合もあるため、量を表す単位(kg等)での届け出でも構わないこととなるため、現行制度においても負担の軽減が可能であると考えております。また、どうしても数量が多量に数を把握することが困難な場合には官報の地方環境事務所に相談をお願いします。本件については適正な規制を図る観点から、ご懸念の点について許可事務を取り扱っている地方環境事務所等に情報共有を図ってまいります。	
288	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	自然環境整備交付金の申請手続の改善について	【現行制度】交付申請に係る事業費の添付資料として、本工事費内訳、測量設計費内訳等を提出しなければならない。 【支障事例】環境省からの交付金額の内示を受けてから申請作業に取り掛かるが、本工事費内訳の作成に時間を要するため、交付申請書の提出が5月中旬、交付決定日の連絡が5月下旬となり、6月に入札を行い、施工業者の決定が7月中旬となる。工事箇所が山岳地の場合、降雪期、積雪期を避けて工事を行わざるをえないことから工期が7～10月中旬に限られているが、手続きに時間を要するため、7月からの事業着手が困難となっている。	(他の交付金と同様に、)交付申請の段階では事業費の概算見積りの提出での対応とすることで、施工業者決定までの手続きを6月中旬に終えることができるため、7月からの事業着手が可能となり、効率的な事業執行が図られる。	自然環境整備交付金交付要綱	環境省	石川県	福島県、大阪府、岡山県、鳥取県、愛媛県、宮崎県	〇交付申請後、事務担当者から詳細な聞き取り、追加資料の提出を求められ、交付決定まで多くの期間を要し、その結果、事業着手が遅い時期となるなど支障をきたしている。 〇交付申請時に本工事費内訳等を添付しなくてはならないが、内訳作成には他部署への依頼が必要なこともあるなど、作成に時間を要しているところである。そのため、交付申請、交付決定、入札を経て、事業着手は8月後半になるなど、早急な事業着手が困難で事業継続が発生している。	本工事費内訳、測量設計費内訳等の提出を求めていることは事実だが、交付申請の段階でも、例えば入札執行等の詳細な積算等の提出までを必須とはしてならず、概算見積りによる提出も可能である(平成29年6月1日最終改正「自然環境整備交付金交付要綱」添付書類参考書式も参照願いたい)。また、同要綱第13に「交付決定後の事業間及び費目間の配分額の変更は環境大臣の承認を要しない」とされているので、留意願いたい。なお、R1年10月に都道府県事業担当者を対象とした説明会の開催を予定しており、当該説明会も通じて、今後より重要な資料作成の抑止等、交付金事業のさらなる円滑化に努めることとした。	